

令和5年度 第1回南丹市地域公共交通活性化協議会

次 第

日時 令和5年4月25日（火） 公共交通会議終了後

場所 南丹市役所本庁 2号庁舎3階 301会議室

1. 開会

2. 議案

- ・ 第1号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会規約について
- ・ 第2号議案 役員を選出について
- ・ 第3号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会事務局規程について
- ・ 第4号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程について
- ・ 第5号議案 令和5年度事業計画及び予算書の承認について

3. その他

4. 閉 会

第1号議案

南丹市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 南丹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、「地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、南丹市園部町小桜町47番地（南丹市役所内）に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通計画の策定及び変更の審議に関すること
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等
- (7) 南丹市において現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている NPO 法人等
- (8) 京都府南丹土木事務所
- (9) 京都府南丹警察署
- (10) 学識経験を有する者その他の協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 監事は会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(協議会の運営)

第8条 協議会の会議(以下、会議という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長が緊急の決定を要する事案について会議を招集する時間的な余裕がないとき、その他やむを得ない理由があるときは、第4項の議決は、委員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(調整部会)

第10条 協議会は、公共交通計画の策定並びに実施等にあたり、調整部会を設置することができる。

2 調整部会の構成員は委員より、会長が指名する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南丹市公共交通施策担当課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会計)

第12条 協議会の収入および支出に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 協議会は、会議に出席した委員等に報酬及び費用の弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年1月1日条例第74号)に準じるものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、会長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月25日から施行する。

第2号議案

役員を選出について

南丹市地域公共交通活性化協議会規約第6条により、下記の役員を選出する。

記

(1) 会 長 ()

(2) 副会長 ()

第3号議案

南丹市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、南丹市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、南丹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の庶務に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(事務局職員)

第3条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、南丹市公共交通施策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、南丹市公共交通施策担当課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前3項に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南丹市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、形状、書体、個数、使用区分及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、南丹市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	個数	使用区分	管理者
南丹市 地域公共交通活性化協議会 会長之印	24×24	 南丹市 地域公共交通 活性化協議会 会長之印	れい書体	1	会長名を もって発 する文書	事務局長

第4号議案

南丹市地域公共交通活性化協議会に係る会計事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、南丹市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、南丹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適切な事務処理を図ることを目的とする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、補助金、その他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算案を作成し、協議会に諮り承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、補正予算案を作成し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算の流用)

第4条 会長は、前条の規定に関わらず、必要に応じて、歳出予算の流用を行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により支出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、南丹市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算及び決算書類
- (2) 会計帳簿及び会計伝票
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(帳簿書類の保存)

第8条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から5年間とする。ただし、国又は地方公共団体から補助金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく協議会の決算案を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月 日 から施行する。

(令和5年度の予算の特例)

2 令和5年度の協議会の予算に関しては、第2条第3項中「毎年4月1日」とあるのは「第1回協議会開催後」に、読み替えるものとする。

第5号議案

令和5年度事業計画について

1. 地域公共交通計画の答申

(令和6年度から令和10年度までの5ヶ年)

2. 地域公共交通計画の策定に向けた取り組み

令和5年	4月	第1回南丹市公共交通活性化協議会開催
令和5年	7月	公共交通の現状の整理
令和5年	8月	住民ニーズの把握調査
令和5年	10月	第2回南丹市公共交通活性化協議会開催 地域公共交通計画素案の審議
令和5年	11月	第3回南丹市公共交通活性化協議会開催 地域公共交通計画(中間案)の審議
令和5年	12月	パブリックコメント実施
令和6年	1月	第4回南丹市公共交通活性化協議会開催 地域公共交通計画(案)の審議
令和6年	2月	第5回南丹市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通計画最終審議、答申

令和5年度南丹市地域公共交通活性化協議会予算書

収 入

(単位：円)

科目	予算額	備 考
補助金	7,067,500	【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1,413,500 【市】南丹市地域公共交通計画策定事業補助金 5,654,000
諸収入	0	
合 計	7,067,500	

支 出

(単位：円)

科目	予算額	備 考
会議費	685,000	委 員 報 酬 460,000 委 員 費 用 弁 償 100,000 会 議 室 使 用 料 125,000
事業費	5,654,000	交通計画策定委託料 5,654,000
事務費	728,500	消 耗 品 費 651,000 印 刷 製 本 費 57,500 郵 送 費 20,000
合 計	7,067,500	